模擬調停シナリオ

※教員の説明

「次州さんは勉強に集中するため，学校の近くにある有料の自習室に通っていました。そこでトラブルがあり，解決のために話し合いをしましたが，自習室の人とそのトラブルについて話し合いで解決することはできませんでした。困った次州さんは，「調停」という話し合いの手段があることを知り，知り合いの弁護士さんにもアドバイスを貰いながら，調停制度を利用して問題を解決しようと考えました。」

「これから，その調停が行われます。

なお，実際には申立人の次州さんは，相手方の株江さんが調停委員と話し合っているところを見ることはできません。今回の授業では，流れを理解してもらうため，この時間のみ相手方の話し合いの内容についても特別に見ることができるようにしています。次回の授業からは，お互いが調停委員によばれているときにどのような内容を話しているかについては，調停委員の方から伝えていただくことでしか知ることができません。」

＜シーン０＞初期配置

真ん中に調停室があるものと想定し，調停委員は調停室にて待機する。

申立人と相手方は調停室を挟んで反対側にある待合室にてそれぞれ待機する。

＜シーン１＞申立人からの聞き取り

調停委員１

「それでは，さんを呼んできますね。」

調停委員２

「お願いします。」

調停委員１

（待合室のドアを開ける動き）

「次州さん，いらっしゃいますか。」

申立人１

「はい。私です。」

調停委員１

「それでは，どうぞ。」（待合室から出るよう促す）

調停委員１，申立人１・２

（３人で待合室から調停室へ移動する動き）

調停委員２

（調停室の部屋のドアを開けて，待っている）

「どうぞお入りください。」

調停委員２

「おはようございます。今回，次州さんとさんの件について調停委員を務めます，私が●●で，こちらが■■です。」

「次州さんからは，申立書をお出し頂いていますので，内容を確認しますと，今回問題となっている有料自習室『自習カフェ』は神戸市内にあり，株江さんが運営しているということですね。」

申立人１

「はい。そうです。」

調停委員１

「基本的な情報を教えて頂きたいんですが，いつ頃から利用していたんですか。」

申立人２

「私は，平成３０年４月１日から利用しています。」

「『ウィークデープラン』という利用プランで，平日の夜１８時から２３時まで毎日のように利用していました。」

調停委員２

「利用料金はいくらでしたか。」

申立人１

「月額８０００円です。」

調停委員１

「ここからが本題になっていきますが，次州さんはロッカー利用契約もしていたんですか。」

申立人２

「はい。」

「問題集や参考書，辞書などをロッカーに入れて保管していました。」

調停委員２

「利用料金はいくらですか。」

申立人１

「私は月単位で契約していたので，月額１５００円でした。」

調停委員１

「そのロッカーに関連するトラブルのようですが，ご説明頂いてもよろしいでしょうか。」

申立人２

「私が「自習カフェ」を利用していたのですが，荷物がロッカーに入らなくなりました。」

「そこで，平成３０年７月頃から，ロッカーに入りきらない参考書や辞書をロッカーの上に置くようになりました。」

「ですが，平成３０年８月１日にロッカーの上に置いていた参考書が何冊かなくなっていることに気づいたんです。」

「自習室に侵入した誰かが盗んだんだと思います。」

調停委員２

「防犯カメラはなかったんですか。」

申立人１

「ありませんでした。」

調停委員１

「犯人は見つかったんですか。」

申立人２

「見つかっていません。」

調停委員２

「それで，なぜ参考書を盗まれた責任が株江さんにあるとお考えなんですか。」

申立人１

「この自習室は入口ドアがオートロックになっているんですが，盗まれる１週間前からオートロックが故障していたということなんです。しかも，株江さんは故障していることを認識しながら修理をしていなかったんです。」

申立人２

「私の参考書が盗まれたのは，株江さんが入口ドアのオートロックを修理しなかったからであり，株江さんに責任があります。」

調停委員２

「なるほど。ですが，ご提出頂いている自習室の利用規約には『ロッカーは利用者の責任において使用するものとし，ロッカー内に保管した物に盗難・損傷等が発生しても『自習カフェ』は責任を負わない』と書いているようですが，そこはどうお考えですか。」

申立人１

「確かに規約はそうなっていますが，私がロッカーの上に参考書などを置いていることは株江さんも見て分かっていたはずですが，株江さんが，私に注意したり，撤去を求めたりもしませんでした。」

申立人２

「つまり，ロッカーの上に置いてある荷物も，ロッカー内の荷物と同様，私がお金を出して預けていると考えていいはずです。」

申立人１

「お金を払っているのに，落ち度がある株江さんが一切責任を負わないというのは納得できません。」

調停委員１

「なるほど。次州さんの言い分は分かりました。」

「それでは，相手方の株江さんの話を聞いてみたいと思いますので，先ほどの待合室でお待ちください。」

申立人１・２

「はい。」（調停室を退出して待合室へ移動する動き）

＜シーン２＞相手方からの聞き取り

調停委員１

「それでは，私，株江さんを呼んできますね。」

調停委員２

「あぁ，いいですよ。次は私が行ってきます。」

調停委員１

「すみません。」

調停委員２

（株江が待つ待合室へ移動する動き）

調停委員２

「株江さん，いらっしゃいますか。」

相手方１

「はい。」

調停委員２

「お待たせいたしました。それでは，こちらへどうぞ。」（待合室から出るよう促す）

調停委員２，相手方１・２（３人で待合室から調停室に移動する動き）

調停委員１

「どうぞ」（相手方に席に着くように促し，続けて自分も席に着く）

調停委員１（調停委員２も席に着く）

「おはようございます。今回，株江さんと次州さんの件について調停委員を務めます，私が●●で，こちらが■■です。」

「早速ですが，さきほど次州さんから話を聞きました。次州さんは，ロッカーの上に置いていた参考書や辞書が盗まれたのは，入口ドアのオートロックが故障していることを知っていながら修理をしていなかった株江さんに責任があると考えているようです。」

「株江さんとしては，どのようにお考えでしょうか。」

相手方１

「入口ドアのオートロックが故障しているのは知っていました。修理もしようと思っていましたが，毎日忙しく，なかなか業者に連絡できなかったのです。」

相手方２

「それに，次州さんが，鍵のかかるロッカー内に全て物を入れていれば，盗まれることもなかったはずです。」

相手方１

「何より，ロッカーの利用規約では，ロッカーの中に保管している物の盗難についても私が責任を負うことはない旨明記しているのに，ロッカーの外に置かれていた物が盗まれたといって，私に責任がないのは当然のはずです。」

相手方２

「ロッカーの上に物を置いたのは次州さんの判断であり，それが盗まれたからといって，なぜ私が責任を負わなければならないのでしょうか。」

調停委員２

「規約について，次州さんは，ロッカーの上に次州さんが荷物を置いていることは株江さんも知っていたのだから，ロッカーの上に置いてある荷物もお金を出して預けている物であり，株江さんが一切責任を負わないというのはおかしいと考えているようです。」

相手方１

「確かに，次州さんがロッカーの上に荷物を置いているのは知っていましたし，何も言いませんでした。」

相手方２

「しかし，それは常連でもある次州さんを信頼していたからです。次州さんとしても，万一盗まれても自己責任だと分かっていたはずです。」

相手方１

「さすがに私に責任があるというのは言い過ぎではないでしょうか。」

調停委員１

「分かりました。今の株江さんの話を次州さんにも伝えて，どのように進めるのか考えてみましょう。」

「先ほどの待合室でお待ちください。」

相手方１・２

「分かりました。」（調停室を退出して待合室へ移動する動き）